

【債務負担行為工事の評定方法について】

1. 評定方法 (ケース1: 3年債務負担行為の工事の場合)

初年度 (債務負担行為工事支払限度額既済部分検査)
 (監督員+主任監督員) × 0.4 + 担当課長等 × 0.2 + 検査職員 × 0.4 = ①
 ① + 法令遵守等 = 既済部分検査評定点 ② ② 評定通知

次年度 (債務負担行為工事支払限度額既済部分検査)
 (監督員+主任監督員) × 0.4 + 担当課長等 × 0.2 + 検査職員 × 0.4 = ③
 ③ + 法令遵守等 = 既済部分検査評定点 ④ ④ 評定通知

次々年度 (債務負担行為工事完成検査)
 (監督員+主任監督員) × 0.4 + 担当課長等 × 0.2 + 検査職員 × 0.4 = ⑤
 ⑤ + 法令遵守等 = 完成検査評定点 ⑥ ⑥ 評定通知

【評定点の確定】 評定通知
 評定点の確定は、各年度の評定通知をもとに行う。

$$\text{評定点 } ⑦ = \frac{\text{既済部分評定点の平均点 } (①+③)}{2} \times 4割 + \text{完成検査評定点 } ⑤ \times 6割$$

 最終評定点 = 評定点 ⑦ + 法令遵守等
 注) 法令遵守等は、減点評価のみ。

2. 評定方法 (ケース2: 2年債務負担行為の工事の場合)

初年度 (債務負担行為工事支払限度額既済部分検査)
 (監督員+主任監督員) × 0.4 + 担当課長等 × 0.2 + 検査職員 × 0.4 = ①
 ① + 法令遵守等 = 既済部分検査評定点 ② ② 評定通知

次年度 (債務負担行為工事完成検査)
 (監督員+主任監督員) × 0.4 + 担当課長等 × 0.2 + 検査職員 × 0.4 = ③
 ③ + 法令遵守等 = 既済部分検査評定点 ④ ④ 評定通知

【評定点の確定】 評定通知
 評定点の確定は、各年度の評定通知をもとに行う。

$$\text{評定点 } ⑤ = \text{既済部分評定点 } ① \times 4割 + \text{完成検査評定点 } ③ \times 6割$$

 最終評定点 = 評定点 ⑤ + 法令遵守等
 注) 法令遵守等は、減点評価のみ。

3. 評定例:

- ・ 3年債務負担行為の工事。
- ・ 法令遵守等 初年度: 口頭注意相当。(−5点)
 次年度: 文書注意相当。(−8点)
 次々年度: 該当項目なし。

初年度 (債務負担行為工事支払限度額既済部分検査)
 監督員+主任監督員評定点 担当課長評定点 検査職員評定点 ①
 $82.5 \times 0.4 + 75.0 \times 0.2 + 70.0 \times 0.4 = 76.0 \dots\dots 76$
 ① 法令遵守等 ② ②
 $76 + (-5) = 71 \dots\dots 71$ 評定通知

次年度 (債務負担行為工事支払限度額既済部分検査)
 監督員+主任監督員評定点 担当課長評定点 検査職員評定点 ③
 $80.0 \times 0.4 + 72.5 \times 0.2 + 70.0 \times 0.4 = 74.5 \dots\dots 75$
 ③ 法令遵守等 ④ ④
 $75 + (-8) = 67 \dots\dots 67$ 評定通知

次々年度 (債務負担行為工事完成検査)
 監督員+主任監督員評定点 担当課長評定点 検査職員評定点 ⑤
 $82.5 \times 0.4 + 77.5 \times 0.2 + 80.0 \times 0.4 = 80.5 \dots\dots 81$
 ⑤ 法令遵守等 ⑥ ⑥
 $81 + 0 = 81 \dots\dots 81$ 評定通知

【評定点の確定】 評定通知

$$1/2 \times (\text{初年度 } ① + \text{次年度 } ③) \times 0.4 + \text{次々年度 } ⑤ \times 0.6 = 78.8 \dots\dots 79$$

 ⑦ 法令遵守等
 最終評定点 = $79 + (-8) = 71$
 注) 法令遵守等は、減点評価のみ。